

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和5年10月31日

厚生労働省

職業安定局雇用政策課労働移動支援室

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年9月5日（火）から同年10月4日（水）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「令和5年10月31日」を廃止日とする根拠を説明すべきだ。	令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、行動制限が無くなり、事業活動が再開するなど新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境の変化が雇用に与える影響等について6か月程度動向を注視する必要があったこと、加えて、足下の人手不足感の高まりや出向労働者数の減少等を鑑みて、令和5年10月31日を廃止日としたところです。